

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルスによる感染「第6波」で最大36都道府県に広がった「まん延防止等重点措置」が全て解除されたものの、感染力が更に高いとされているオミクロン株の別系統が確認されるなど、再度の感染拡大が強く懸念されている。

こうした国難とも言える現実を踏まえ、住民の命と暮らしを守り抜く責務を有する我々都市自治体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先としながら社会経済活動の両立に全力で取り組んでいるところである。

よって、国においては、全ての住民が安全で安心して暮らせる地域社会を一日も早く取り戻すため、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 医療提供体制の確保等について

- (1) 住民の命を守り、安心な生活とつながる地域医療を存続させるため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えによる減収により、経営が圧迫されている医療機関に対して、必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により新卒者が介護職を敬遠する恐れがある中、地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、財政措置の拡充と併せ、実効性のある対策を早急に講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染を懸念した介護サービスの利用控え等により、通所サービス事業所を中心として経営環境が悪化していることから、介護サービス事業所において安定的なサービス提供を確保するべく、必要な財政支援を講じること。

- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するため、自治体が必要とするワクチンの量を安定的に供給するとともに、接種体制整備にあたっては市町村の財政負担等が生じないよう、人件費も含め、十分な財政措置を講じること。

また、VRS等ワクチン接種に関するシステムについては、自治体や医療機関の事務負担の軽減に資するよう、必要な措置を講じること。

- (5) 今後、さらに追加接種を実施する場合は、ワクチン接種の計画策定や体制整備に必要な情報を早期に明示するとともに、自治体の財政負担が生じないよう、全額国費により負担すること。

- (6) 12歳未満の小児への新型コロナウイルスワクチンの接種について、小児本人や保護者が、接種の判断に必要な情報を最新の知見を踏まえ、より詳細に分かりやすく発信すること。

また、接種の判断に当たり、専門的な相談に対応できる相談体制を構築するとともに、接種を選択しなかった小児や保護者が不当な取扱を受けることがないよう、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

- (7) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材の確保や必要な資機材の確保・供給など、検査体制を充実強化するとともに、市町村による検査キット確保等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、抗原定性検査キットの生産体制強化に向け、製造メーカーに対し、早急に必要な支援を行うこと。

2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方財源の確保について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税を確保すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額を図るとともに、感染症が収束するまでの間、その対策に係る地方負担経費に対する財政支援を継続すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公共施設の利用者収入が減少しているため、今後も公共施設を適正に維持・管理できるよう、必要な財政措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民税の減収や感染症対策経費の増加が見込まれるため、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税等の減免について、令和4年度も減免措置を継続し、減免分の全額を財政支援すること。
また、減免対象の要件である収入比較について、前年ではなく、コロナ禍前と比較するなど、要件の適正化を図ること。

3 地域経済対策等について

- (1) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が見込まれるため、国による経済対策を継続するとともに、地方自治体独自の経済対策に対して財政支援すること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響で経営難に陥っている事業者に対する雇用調整助成金について、地域経済の回復が見込まれるまでの間、特例措置を延長し、雇用情勢に悪影響を及ぼさないように努めること。
また、事業再構築補助金や税制措置の継続など、引き続き、事業継続に向けた実効性のある支援策を講じること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響で運賃収入が減少した路線バス、タクシー、第三セクター鉄道及び旅客船事業者に対して減収補てんすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業等は依然として厳しい経営状況が続いていることから、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の据置期間終了後における返済条件変更の緩和など、柔軟な資金繰り支援を講じること。
また、中小企業等の事業再生に向けた計画づくりに対し、金融機関等と連携した支援策を講じること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米等の流通が停滞したことにより需給バランスが崩れ米の民間在庫量が増加傾向にあるため、主食用米の価格安定、在庫量の適正化や新規需要の創出に必要な措置を講じるとともに、主食用米生産者の所得補償対策の充実を図ること。

4 感染症対応を踏まえた防災対策について

避難所での感染症対策と生活環境の整備等を図るため、必要な資機材や食料などの物資確保に係る補助制度を創設すること。

以上、決議する。

令和4年4月26日

新潟県市長会